

鳥取県人権施策基本方針

—概要版—

お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる
差別と偏見のない社会をめざして



令和4年2月
鳥 取 県

目次

第1章 基本的な考え方

基本方針改訂の経緯	1
人権尊重の基本理念	2
基本方針の位置付け	2

第2章 人権教育・人権啓発の推進

I 人権教育	3
II 人権啓発	3

第3章 差別実態の解消に向けた施策

.....	4
-------	---

第4章 相談支援体制の充実

.....	4
-------	---

第5章 人権施策の推進に資する調査

.....	5
-------	---

第6章 共通して取り組む重要施策

1 SDGsにおける人権	6
2 ビジネスと人権	6
3 デジタル社会における人権	7
4 個人情報の保護と人権	7
5 ユニバーサルデザインの推進	7

第7章 分野別施策の推進

1 同和問題（部落差別）	8
2 男女共同参画に関する人権	8
3 障がいのある人の人権	9
4 子どもの人権	9
5 高齢者の人権	10
6 外国人の人権	10
7 感染症等病気にかかわる人の人権	11
8 刑を終えて出所した人の人権	11
9 犯罪被害者等の人権	12
10 性的マイノリティの人権	12
11 生活困難者の人権	13
12 様々な人権	13

第8章 人権施策の推進体制

1 県の推進体制	15
2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働	15
3 国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業との連携・協働	15
主な相談窓口	16

第1章 基本的な考え方

基本方針改訂の経緯

○平成8(1996)年に制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、平成9(1997)年に「鳥取県人権施策基本方針」を策定し、施策の基本的な方向を示し具体的な事業を展開し「人権先進県づくり」に取り組んできました。

○社会情勢の変化や県民の意識調査結果に対応し、平成16(2004)年、平成22(2010)年、平成28(2016)年と、これまで3度の改訂を行いました。

○新型コロナウイルス感染症に限らず、全ての人権問題に係る差別や誹謗中傷を防止する取組を一層促進するため、令和3(2021)年4月に「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正しました。

改訂のポイント

(1) 条例改正に基づく構成の見直し

令和3年4月に行った「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」の改正に基づき構成を見直しました。

第1章 基本的な考え方

第2章 人権教育・人権啓発の推進

第3章 (新)差別実態の解消に向けた施策

第4章 (新)相談支援体制の充実

第5章 (新)人権施策の推進に資する調査

第6章 (新)共通して取り組む重要施策

第7章 分野別施策の推進

第8章 人権施策の推進体制

(2) 社会情勢の変化

法制度の整備、インターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、複雑化・多様化する人権問題への対応を盛り込みました。

○インターネット上での人権侵害行為への対応

○新型コロナウイルス感染症等病気に関わる人の人権侵害行為への対応

○部落差別解消法やパワハラ防止法等の法整備を踏まえた改訂

(3) 鳥取県人権意識調査の結果を反映

鳥取県人権意識調査(令和2年5月)の結果で明らかになった、県民の人権に関する認識や差別実態による課題を抽出し、施策の基本的方向などに反映させました。

○インターネット上での人権侵害行為への対応

○新型コロナウイルス感染症等病気に関わる人の人権侵害行為への対応

○部落差別解消法やパワハラ防止法等の法整備を踏まえた改訂

人権尊重の基本理念

社会情勢等を踏まえ、「**お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会**」の実現のため、以下の3つの基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

- ①一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築
- ②人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚
- ③すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

基本方針の位置付け

県の人権施策の中・長期的な方向性を示すもの

- 県や市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等が連携、協働して、人権意識の高揚や人権尊重の取組を推進
- 県の各種計画との整合性に配慮



第2章 人権教育・人権啓発の推進

I 人権教育

<改訂のポイント>

・「学校教育」及び「社会教育」を柱立てし、内容を全面的に見直しました。

1 学校教育

- ・新型コロナウイルス感染症などの生活環境の変化等に伴い、差別的言動やインターネット上の不適切な書き込みが出現しており、子どもたちに人権尊重の理念についての正しい理解や実践が必要です。
- ・また、GIGAスクール構想により、情報モラル教育を適切に行っていく必要があります。
- ・さらに、学校教育における学習が知的理解にとどまり、児童生徒に人権感覚が十分身につけていない面が見受けられます。

【施策の基本的方向】

- (1)教育活動全体を通じた人権教育の推進
- (2)指導内容・方法の工夫・改善
- (3)教職員に対する研修等の充実

2 社会教育

- ・地域社会は、日常の人との交流を通して、人権意識や心を育む学習の場であり、人格を形成する重要な役割を担っています。人権意識調査(R2.5月)によると、過去5年間で人権に係る講演会や研修会、地域の学習会に参加したことがないとの回答が過半数を超えており、人権への関心を高めたり、学習内容の工夫・改善が必要です。

【施策の基本的方向】

- (1)家庭における人権教育の推進
- (2)地域における人権教育の推進
- (3)学習内容・方法の工夫・改善
- (4)推進者の育成

II 人権啓発

1 県民に対する啓発

- ・令和3年4月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を一部改正し、差別のない社会づくりのために人権教育・人権啓発を積極的に行うことを規定しました。そのため人権に係る啓発活動を一層強化するとともに、正しい知識を県民に効果的に周知する必要があります。

【施策の基本的方向】

- (1)効果的な啓発・情報提供
- (2)効果的な啓発手法

2 企業への啓発

- ・企業の社会的責任(CSR)の考え方が広まる中、人権への配慮がますます重要となっています。企業活動は、社会に大きな影響を及ぼすことから、企業での差別のない人権が尊重される職場づくりのために、事業主が先頭に立って人権教育・啓発を積極的に進めていく必要があります。

【施策の基本的方向】

- (1)事業主等への人権啓発
- (2)公正採用選考に関する取組

<改訂のポイント>

・「ビジネスと人権」の取組や障害者差別解消法に基づく合理的配慮の義務化等について追記しました。

3 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発

- ・特に人権と関わりの深い職業の従事者は、より高い人権意識が求められます。

【施策の基本的方向】

医療・保健関係職員、福祉関係職員、教職員、行政職員、警察職員、消防職員

第3章（新）差別実態の解消に向けた施策

- ・人権意識調査(R2.5月)により、「職場(学校)での嫌がらせやいじめ」、「差別待遇(不平等・不利益な取扱い)」や「プライバシーの侵害」など、日常生活で様々な人権侵害が発生しているとみられます。
- ・また、部落差別解消法の施行により、地域の実情に応じた施策に努めるよう明記されました。

【施策の基本的方向】

1 差別のない社会づくりの推進

- ・鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正を踏まえ、関係機関等が連携し、支援や再発防止に努める

2 差別解消に向けた施策の検討

(1) 差別事象検討小委員会

- ・県内で発生している差別事象について把握し、差別事象検討小委員会において原因や背景の分析、対応策や今後必要な施策について検討を行う

(2) 障がい者差別解消支援地域協議会

- ・県内で発生した差別事象や解消事例等について共有し、差別解消に向けた必要な取組の検討を行う。

第4章（新）相談支援体制の充実

- ・県民が人権に関する問題に直面した時、様々な施策や制度、専門的な助言や支援によって問題が早期に解決されることが必要であり、県民が様々な支援施策を円滑に活用できる相談機能の充実が重要です。

【施策の基本的方向】

1 相談機能の充実

(1) 活用しやすい環境づくりの推進

- ・相談窓口の一層の周知
- ・専門相談員(弁護士)による人権法律相談会の開催

(2) 関係機関の連携の推進

- ・国、市町村の機関、NPO等の民間機関との緊密な連携、協同の推進
- ・県弁護士会、鳥取地方法務局、県警察、県の4者連携での支援

(3) 相談員の資質向上

- ・関係職員や相談員等に対する研修の実施

(4) 人権に関する総合的な相談窓口による対応

- ・相談内容を限定せず、相談者の支援に努める

2 救済制度の確立の国への要望

- ・条例の効力の範囲の限界や、独立した救済機関の設置権限がないなど、自治体の権能には限界があるため、実効性のある救済制度の確立を国へ要望する。

第5章（新）人権施策の推進に資する調査

- ・デジタル社会となった現代において、人権問題はより一層外からは見えにくく、気づきにくくなったことから、偏見や差別で苦しんでいる人の状況を周囲の人が認識することは非常に困難となっています。
- ・こうした人権侵害の解決のためには、人権問題を把握し、必要な施策を推進する必要があります。

【施策の基本的方向】

1 人権問題に係る現状把握

- ・鳥取県人権意識調査の実施
- ・インターネットモニタリングの実施
- ・差別事象等検討小委員会の開催

2 人権に係る様々な調査

- (1) 啓発事業におけるアンケート調査
 - ・効果的な施策の推進へ活用
- (2) 定期的な調査
 - ・様々な角度から人権問題を把握する定期的な調査を実施



第6章（新）共通して取り組む重要施策

本章は、グローバル化やデジタル化の進展に伴う新たな人権課題に対応するため、人権尊重の社会づくりのための重要な施策の共通した取組の方向性を記載しました。

1 SDGsにおける人権

- ・平成27年9月、国連で「2020アジェンダ」が採択され「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指し、SDGs（持続可能な開発目標：17のゴールと169のターゲット）が掲げられました。
- ・人権はSDGsのゴールの多くに関連しており、人間が尊厳をもって人間らしく生きることのできる社会を実現していくことを目指しています。

【施策の基本的方向】

(1) SDGsの理念を踏まえた人権施策の推進

- ・SDGsの理念を踏まえた人権施策の推進、第7章の分野別施策にSDGsの主なゴールを掲示

2 ビジネスと人権

- ・平成23年の第17回国連人権理事会において「人権を保護する国家の義務」「人権を尊重される企業の責任」「救済へのアクセス」の3つの柱で構成される「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持されました。
- ・「ビジネスと人権」に関する社会的な関心の高まりを背景とした人権に関する国内外の取組が、今後、県内企業の活動に影響を与えられ、その対応が求められます。

【施策の基本的方向】

(1) 企業の取組の推進

- ・公正採用選考人権啓発推進員の設置などを県内企業に働きかけ、事業所内での人権教育・啓発に取り組む体制づくりの推進

(2) ハラスメント防止等の推進

- ・県内企業に対するダイバーシティ経営やハラスメント防止等の取組の推進、関係機関と連携した職場内の問題解決の支援

(3) 労使間の問題解決支援

- ・関係機関と連携した合同相談会等の開催により、問題解決を支援

(4) 新たな人権課題への対応

- ・「ビジネスと人権」に関する情報提供・周知、人権デュー・ディリジェンス(※1)やESG経営(※2)につながる取組の支援

※1 企業が人権への影響を特定し、予防し、軽減し、どのように対処するのかを説明するため、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信の実施等を行うこと

※2 環境(Environment)、社会(Society)、企業統治(Governance)の3分野を考慮した経営

3 デジタル社会における人権

- ・インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の安易さから、誹謗中傷や拡散する行為が問題となっています。また、誹謗中傷にあった者が心を痛み自ら命を落とすなど重大な人権問題に発展しています。
- ・今後ますます発展することが予想される情報社会において、情報をより良く使いながら適正な活動を行うための教育を進めることが求められます。

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進
 - ・情報モラルを育てる教育の推進、情報モラルの理解を深める教育・啓発の充実
- (2) 相談支援体制の充実
 - ・ネットいじめを含め24時間体制で子どもをきめ細かく支援する相談支援体制の充実
- (3) インターネット上での人権侵害行為への対応
 - ・不特定多数の者に関わる差別的、社会的に影響の大きい掲示や児童生徒のいじめに関する書込等に対して、モニタリングを実施しプロバイダ等に削除要請
 - ・インターネットモニタリングやネット上の新型コロナ感染者等に関する誤った情報、個人に対する誹謗中傷等を随時チェックし、被害者の訴訟時の証拠として誹謗中傷等の画像や文書を保存するインターネットサーベイランスの実施
- (4) 青少年の健全な育成のための環境整備
 - ・ペアレンタルコントロール(※1)やフィルタリングの活用普及等
 - ※1: 青少年が安全に安心してインターネットを利用するため、保護者が同意した機能に限りインターネットを利用できるようにするなど、保護者が行うべき措置のこと
- (5) 新たな人権課題への対応
 - ・メディアリテラシー(※2)等情報モラル教育・啓発の強化、人権侵害行為に対する監視・支援体制の強化
 - ※2: テレビ番組や新聞記事などのメディアからのメッセージを主体的・批判的に読み解く能力

4 個人情報の保護と人権

- ・近年、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景に、民間事業者の中に、デジタルプラットフォーム(行政機関を上回る個人情報取扱主体)が出現しており、行政内外の個人情報保護と利活用の調和の確保を図るため、令和3年に改正個人情報保護法が交付され、令和5年4月以降は、全国的な共通ルールが地方公共団体にも適用されることになっています。

【施策の基本的方向】

- (1) 個人情報の適切な管理等の推進
 - ・改正個人情報保護法に基づく全国的な共通ルールによる個人情報の保護
- (2) マイナンバー制度や本人通知制度の周知

5 ユニバーサルデザインの推進

- ・日本人男性の20人に1人、女性の500人に1人は色弱者であり、日本全体では320万人になると言われています。多様な色覚に配慮し、カラーUDを広く県民に普及啓発をしていく必要があります。また、公共施設・文化施設、医療機関や民間施設などに設置してある案内版なども、民間事業者などと連携・協力して改善・整備促進していく必要があります。
- ・自然災害が激甚・広域化する中で、避難所でUDの考え方を取り入れる必要があります。

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進(学校教育、社会教育を通じた啓発の実施等)
- (2) カラーUDの推進(セミナー、研修会等の実施等)
- (3) 関係機関等との連携(県、市町村、関係機関、専門家との連携等)
- (4) 公共施設等のUD化の推進(鳥取県福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化の推進等)

第7章 分野別施策の推進

1 同和問題(部落差別)

同和問題解決への県民等の主体的な取組を推進し、部落差別のない社会の実現

【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標(ゴール)】



- ・人権意識調査(R2.5月)により、同和問題(部落差別)に関する差別意識がなお存在することが明らかになったとともに、同和問題(部落差別)の認知度については、学校教育の影響が大きいことがわかりました。
- ・同和地区の就労については、隣保館等での聞取りによると、不安定就労の割合が高いという結果が出ています。
- ・隣保館は地域の人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権啓発等を総合的に取り組むことが求められています。

【施策の基本的方向】

- (1)教育・啓発の推進
- (2)隣保館における相談機能等の充実
- (3)就労の支援
- (4)差別事象等への対応
- (5)関係団体との連携

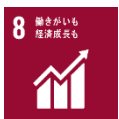
＜改訂のポイント＞

- ・「同和問題」を条例に合わせて「同和問題(部落差別)」に改名。
- ・「(2)隣保館における相談機能等の充実」に、①隣保館で行う各種教室や研修会などの交流事業への支援、②隣保館の相談・支援活動の充実や職員の資質向上の支援等を追記。
- ・「(4)差別事象等への対応」に、①インターネット上での差別的な書き込みや誹謗中傷等について市町村等と連携し、モニタリングを実施し、掲示板の管理者への削除要請、人権やインターネットの適正利用、モラル等についての正しい理解が広がる啓発広報等の取組等を追記。

2 男女共同参画に関する人権

家庭・地域・職場のあらゆる場で、性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標(ゴール)】



- ・男女共同参画意識調査(R1.7月)によると、家庭、職場など様々な分野で「男性優遇」と感じている人は多く、男性より女性の方が不平等感をより強く感じています。このため、固定的な役割分担意識や不平等感が解消されるよう、普及啓発を行っていくことが重要です。
- ・男女間の暴力は、男女が置かれている状況が背景にあり、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させ、あらゆる場面で暴力のない社会づくりを進める必要があります。

【施策の基本的方向】

- (1)教育の推進
- (2)啓発・支援体制の充実
- (3)性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進
- (4)女性の政策・方針決定過程への参画の推進
- (5)男性の家庭生活・地域生活への参画促進(新)
- (6)あらゆる暴力の根絶

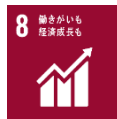
＜改訂のポイント＞

- ・(5)男性の家庭生活・地域生活への参画促進を新設し、固定的な性別役割分担意識を解消し、男性の家庭生活・地域活動への参画の必要性や意義について理解を促す取組などを記載。

3 障がいのある人の人権

障がいの有無にかかわらず、相互に人権と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現

【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



- ・県内の障がい者数は増加傾向であり、かつ高齢化が進んでいます。県内の発達障がいの診断を受けている幼児・児童・生徒の人数も継続的に増加しており、全ての教職員の理解や専門性を向上させていく必要があります。また、障がい者が地域で自立した生活を送るために、差別の解消、権利擁護の推進など各種取組を進める必要があります。
- ・障がい者の雇用を促進するため、法定雇用未達成企業への働きかけや、障がい者の職場定着を促すため、障がい者特性への理解促進や業務内容等の十分な調整が必要です。

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 障がい者差別の解消に向けた取組
- (5) 社会参加と雇用の推進
- (6) 暮らしやすいまちづくりの推進
- (7) 特別支援教育の充実
- (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

＜改訂のポイント＞

- ・「(1)教育・啓発の推進」に障害者差別解消法改正（事業者の合理的配慮の提供義務化など）を踏まえ、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動等、制度の周知を追記。
- ・「(4)障がい者差別の解消に向けた取組」に、差別的取扱い等に関する相談に対しては、障がい者差別解消相談支援センターを設置し、関係機関と連携しながら相談者に対する支援と問題解決に努める旨追記。

4 子どもの人権

子どもが権利の主体者として尊重され、心身ともに健やかに成長していく社会の実現

当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



- ・近年では虐待や発達障がい、家族の介護や世話などで自らの成長や教育に影響を及ぼしている子ども「ヤングケアラー」等、支援が必要な子どもが増えています。
- ・また、経済的困窮、DVなど様々な社会的困難を背景とし、身体的虐待、ネグレクトなど児童虐待等の相談も以前として多く寄せらせており、関係機関の連携、支援体制の強化が必要です。
- ・さらに、インターネットやSNSなどを利用した嫌がらせやいじめの問題も発生している現状があります。

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) いのちを育むための教育の推進
- (4) 児童虐待防止対策の充実
- (5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進
- (6) 子どもの権利への取組の推進(新)
- (7) 特別支援教育の充実【再掲】
- (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進
- (9) いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実
- (10) 体罰防止に向けた取組の充実

＜改訂のポイント＞

- ・「(5)要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進」に、貧困が連鎖することのないよう、支援が届きにくい子どもや世帯の早期把握、市町村や関係機関と連携した取組推進を追記。
- ・「(6)子どもの権利への取組の推進」を新設し、①ヤングケアラーの相談体制の整備や適切な支援、②児童養護施設等で生活する子どもが自らの権利を学び身近な大人や行政機関に意見表明できるような活動支援、③子どもの意見をくみ取り第三者的な立場から子どもの意見表明をサポート又は代弁する新たな仕組みづくりへの取組を追記。

5 高齢者の人権

高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して日常生活を営める社会の実現

【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



- ・本県は全国に先駆けて高齢化が進展しており、今後高齢者の単身・夫婦世帯が増加し、要介護認定者数も増加していくと想定される中、生涯を健康で生きがいを持ちながら暮らせる地域づくりが求められています。
- ・また、厚生労働省が取りまとめた高齢者虐待に係る全国調査（R1：鳥取県分）では、要介護施設従事者による虐待（5件）、養護者による虐待（72件）と主に家庭内における養護者による虐待でした。
- ・今後、成年後見制度の需要が増大することが見込まれ、関係機関との連携体制の充実や市民後見人の育成等を図っていく必要があります。

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 社会参加・健康づくりの推進
- (4) 福祉サービスの質の向上
- (5) 暮らしやすいまちづくりの推進
- (6) 認知症関連施策の充実
- (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

＜改訂のポイント＞

・「(6) 認知症関連施策の充実」に、①認知症サポーターの地域活動グループ(チームオレンジ)を市町村で設置・促進、②見守り体制や認知症SOSネットワークの構築など、県内先駆的モデルの取組支援、③若年性認知症の当事者が集い、情報交換等を行う場の設置促進、④若年性認知症の支援員養成、⑤認知症疾患医療センターと連携したピアサポートや若年性認知症サポートセンターの設置・支援等を追記。

6 外国人の人権

国籍等の異なる人々が、相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らしていける社会の実現

当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



- ・県内に在住する外国人は4,912人(R2.12月)であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年を除き、東南アジア諸国から受け入れている「技能実習生」を起因とし、増加傾向にあります。
- ・「生活習慣の違い」「言語による壁や情報不足」「教育の保障」「ヘイトスピーチ」等の課題があり、様々な分野で改善を求められている実情があります。
- ・外国人の増加が今後も見込まれるため、多文化共生社会を推進していくことが必要です。

【施策の基本的方向】

- (1) 暮らしやすいまちづくりの推進
- (2) 生活情報の提供の充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 教育・啓発の推進
- (5) 外国人児童生徒に対する教育の充実
- (6) 外国人の社会参画の推進

＜改訂のポイント＞

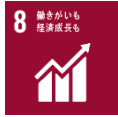
・「(3) 相談支援体制の充実」に、外国人のサポーターとなりうる専門通訳ボランティアや多文化共生サポーターの確保を追記。

・「(5) 外国人児童生徒に対する教育の充実」に、2024年4月開校を目指している県立夜間中学校で、母国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった方も入校対象者とし、就学の機会の提供する旨追記。

7 感染症等病気にかかわる人の人権

病気から生じる様々な人権問題が解消され、また患者本位の医療体制が構築された社会の実現

当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



- ・平成21年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されましたが、国の隔離政策などの歴史的背景から、現状として未だハンセン病への偏見や差別が存在しています。
- ・また、国内のHIV感染者及びエイズ患者の数は増加傾向にあり、疾患についての正しい知識や理解不足から、依然として根強い偏見や差別が存在しています。
- ・令和2年、新型コロナウイルス感染拡大により、不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生したことから、正しい知識の普及啓発により感染の未然防止と差別解消に努めることが重要です。

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) プライバシーに配慮した医療環境の整備
- (4) ハンセン病回復者等への支援
- (5) HIV感染者、エイズ患者への支援
- (6) 難病患者等への支援
- (7) 新型コロナウイルス感染症に関する取組(新)

＜改訂のポイント＞

- ・「病気にかかわる人の人権」を条例に合わせて「感染症等病気にかかわる人の人権」に改名。
- ・「(4)ハンセン病回復者等への支援」に、学習会や交流会等を通してハンセン病問題について県民全体の理解を深めていることを追記。
- ・「(7)新型コロナウイルス感染症に関する取組」を新設し、①新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等への対応として、県弁護士会等の4者が連携して相談者に寄り添った対応、ネットサーベイランスの実施、インターネット掲示板の管理者への削除要請、②コロナ感染者や関係先等への誹謗中傷を行わないことや、ワクチン接種をしていない方に対する差別的行為の禁止について、あらゆる機会を捉えたメッセージ発信等を記載。

8 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営める社会の実現

【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



- ・刑を終えて出所した人やその家族に対しての偏見や差別意識は根強く存在しており、このことが原因で、就職や住居の確保が困難となり、社会復帰は極めて厳しい状況にあります。
- ・高齢者などの中には、地域に戻っても生活困窮や孤立により、再犯に繋がっている状況があります。
- ・国においては、「再犯の防止等の推進に関する法律」(H28.12月)が施行され、国・地方公共団体・民間が連携協力し、再犯防止指針施策の総合的な推進を図ることとされました。

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談・支援の充実

9 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者とその家族等が被害の回復等に向けて、適切な支援を受けられる社会の実現

当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



・事件や事故は、誰もが突然巻き込まれる可能性があるにもかかわらず、犯罪被害者等に係る社会の理解は十分とは言えず、身体的、精神的、経済直接被害だけでなく、捜査・裁判の過程で、周囲の人の噂や中傷、SNSの書き込み、プライバシーの侵害など二次被害にも苦しめられることがあります。

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談・支援の充実

＜改訂のポイント＞

・「(1) 教育・啓発の推進」に、とっとり被害者支援センターの認知度アップを目指し、その支援活動や市民の犯罪被害者等への理解・支援が犯罪被害者等の平穏な生活の復帰につながることを広く県民に周知する旨追記。
・「(2) 相談・支援の充実」に、警察・病院・公判等への付き添いなど被害者に寄り添った直接的な支援を追記。

10 性的マイノリティの人権

性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会の実現

【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



・性的マイノリティがゆえの生き辛さが自殺リスクの要因になっているため、学校では性的マイノリティの子どもへの支援、性の多様性を尊重する教育、保護者への多様な性の在り方等の情報提供が必要です。
・また、性的マイノリティの方への無理解や差別による生き辛さを解消させるため、支援者や関係機関との連携、相談支援体制及び相談員の人材育成等を行う必要があります。

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 諸課題についての対応

＜改訂のポイント＞

・「(2) 相談支援体制の充実」に、性的マイノリティの方が悩みを相談できるよう県、市町村、関係機関と連携した支援相談員の人材育成等による相談支援体制の充実等を追記。
・「(3) 諸課題についての対応」に、①県における同性パートナーの方が等しく行政サービスを受けていただく取組の市町村等への周知、②市町村、支援者等と連携・協力し、性的マイノリティの方等様々な人が気軽に利用できるコミュニティスペースの設置及び運営に対する支援、③アウティングの防止や、性別に関わりなく誰もが安心して暮らすことのできる環境整備に関するセミナー等の多様性を認め合う社会の実現に向けた取組推進を追記。

11 生活困難者の人権

経済的な生活困難に直面している人々が、健康で文化的な生活を営める社会の実現

【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



- ・「R1国民生活基礎調査」により、年間所得が200万円未満の世帯は19%、相対的貧困率(所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合)は15.4%と6.5人に1人が貧困状態であると示されています。
- ・令和2年に入ってから、新型コロナウイルス感染症が拡大し、社会・経済活動の停滞により、雇用や家計への影響が長期化し、日常生活の維持が困難な方が増加傾向にあります。
- ・人口減少や世帯規模の縮小により、困ったことがあっても、周囲に支援を求めることができない等「社会的孤立」が課題となっています。

【施策の基本的方向】

- (1)教育・啓発の推進
- (2)生活困難者への自立支援
- (3)生活困難者への就労支援
- (4)新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援(新)
- (5)地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進(新)

＜改訂のポイント＞

- ・「(4)新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援」を新設し、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、自立相談支援や就労支援等に、県、市町村、社会福祉協議会等の関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する旨記載。
- ・「(5)地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進」を新設し、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援を行うため、相談支援、参加支援、地域づくり支援の3つの支援を一体的に行う新事業(重層的支援体制整備事業)が創設されたことを受けて、県において、研修会の開催、包括的支援体制整備推進員、推進チームの配置による助言等を通じて市町村の包括的な支援体制整備の支援を記載。

12 様々な人権

多様性を認め合い、差別や偏見のない社会の実現

【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



(1)北朝鮮当局によって拉致された被害者等

- ・日朝首脳会談(H14.9月)で5名の帰国依頼、一人の帰国も実現されていません。日本政府は、ストックホルム合意(H26.5月)を破棄する考えはないとし、全ての拉致被害者の早期解決を強く要求しています。

【取組】

- ・「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、出前学習会、パネル展示など様々な啓発の展開
- ・国へ対する要望活動

(2) 災害被害者等の人権

- ・近年、大規模な豪雨や台風などの自然災害が多発する中、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の配慮を要する者については、避難時や避難所において、それぞれの様態に応じた対応が必要です。

【取組】

- ・要配慮者(※)の避難支援
- ・男女共同参画の視点の導入
 - ※高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

<改訂のポイント>

- ・「要配慮者(※)の避難支援」に、①支え愛マップづくりの推進による災害時の助け合いや多様な主体が協働して取り組む支え愛活動を推進、②要配慮者の態様に応じた訓練や避難所の生活環境の整備支援、③感染症流行下の避難所の感染症対策の充実等を追記。
- ・「男女共同参画の視点の導入」に、性別によるニーズの違いなどに配慮した防災・復興体制の確立及び地域防災力の向上に向けて、防災分野への女性の参画を促進を追記。

(3) アイヌの人々

- ・国内外において、先住民族への配慮を求める要請が高まる中、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(H31.2月)が閣議決定され、アイヌであることを理由とした差別の禁止について規定されました。
- ・政府においては、アイヌに対する差別解消のために、アイヌの歴史や文化についての教育活動の推進や生活文化体験など、魅力を深めるための取組が定められました。

【取組】

- ・アイヌの人々に対する理解と認識を深化
- ・偏見や差別の解消をめざして啓発活動を推進

(4) ひきこもりの状態にある人の人権

- ・内閣府における「ひきこもり実態調査」(H22.7月)によると、全国のひきこもり状態にある人は23～26万人と推定され、近年、ひきこもりに係る相談件数等は増加傾向にあります。
- ・ひきこもり状態は、様々な要因が複合的に絡み合って生じるとされ、不登校と同様、誰でも起こりうることであり、ひきこもり状態の人への支援や理解を深めるための普及啓発を進めていくことが必要です。

【取組】

- ・とっとりひきこもり生活支援センターの設置
- ・就労のための自立支援の実施

第8章 人権施策の推進体制

1 県の推進体制

■人権尊重の社会づくり相談ネットワーク、いじめ問題検証委員会 等

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づく「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」をはじめとする各種の相談窓口を通じた障がい者や高齢者などの様々な人権に関する相談に対応していきます。また、子どものいじめなどの事案に対しては、「いじめ問題検証委員会」による調査を行い、障がい者差別、高齢者虐待、DVなどの事案に対しては、それぞれの関係機関等が連携して支援や再発防止に努めます。

■鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 等

県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき設置した「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」等の意見を踏まえることとします。

■人権尊重の社会づくり委員会(県庁内)

副知事を会長として、各部長で構成し、関係部局の横断的な連携のもとに、県行政の各施策を人権の視点から総合的に推進します。

■意識調査等の実施

鳥取県人権意識調査やひとり親家庭等実態調査、職場環境等実態調査などの調査を行い、住民本位の施策に反映します。

2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働

(公社)鳥取県人権文化センターでは、地域における人権啓発等の取組を支援する中核機関として、様々な啓発手法やアプローチを研究し、その成果を提供しています。また、人権啓発活動の拠点である「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)」では、全ての県民の方が、生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、また人権意識の向上のための取組を支援しています。

3 国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携・協働

人権施策の推進にあたっては、国、県、市町村がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを推進するためには、相互の連携のもと、協力体制を継続・強化していくことが必要です。

とっとりけん おも でんわ そうだんまどぐち
鳥取県の主な電話相談窓口

くぶん 区分	そうだんきかん 相談機関	れんらくさき 連絡先
いじめ相談 いじめ相談	けんちやうじんけんきよく 県庁人権局	でんわ 電話:0857-29-2115 メール:jjime-soudan@pref.tottori.lg.jp
	いじめ110番	でんわ 電話:0857-28-8718
	いじめ相談専用メール	メール:jjime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp
児童虐待 児童虐待	ふくし そうだん 福祉相談センター	でんわ 電話:0857-23-6080
	くらよし じどう そうだん じよ 倉吉児童相談所	でんわ 電話:0858-23-1141
	よなご じどう そうだん じよ 米子児童相談所	でんわ 電話:0859-33-1471
ヤングケアラー	ふくし そうだん 福祉相談センター	でんわ 電話:0857-29-5460
	くらよし じどう そうだん じよ 倉吉児童相談所	でんわ 電話:0858-22-4152
	よなご じどう そうだん じよ 米子児童相談所	でんわ 電話:0859-33-2020
高齢者 高齢者	とっとりとう ぶけんりようごしえん 鳥取東部権利擁護支援センター	でんわ 電話:0857-30-5885
	ちゆうぶせいねんこうけんしえん 中部成年後見支援センター	でんわ 電話:0858-22-8900
	せいぶこうけん 西部後見サポートセンター	でんわ 電話:0859-21-5092
男女共同参画 男女共同参画	だんじよきやうどうさんかく 男女共同参画センターよりんさい	でんわ 電話:0858-23-3939
	とうぶ そうだんしつ 東部相談室	でんわ 電話:0857-26-7887
	せいぶ そうだんしつ 西部相談室	でんわ 電話:0859-33-3955
DV	ふくし そうだん 福祉相談センター	でんわ 電話:0857-23-8630
	ちゆうぶ そうごうじむ しよけんみんふくしきよく 中部総合事務所県民福祉局	でんわ 電話:0858-23-3147・3152
	せいぶ そうごうじむ しよけんみんふくしきよく 西部総合事務所県民福祉局	でんわ 電話:0859-31-9304
障がい者 障がい者	しょう しゃ 障がい者差別解消相談支援センター	でんわ 電話:0857-26-7677
	けんちやうしょう ぶくしか 県庁障がい福祉課	でんわ 電話:0857-26-7154
	ちゆうぶ そうごうじむ しよけんみんふくしきよく 中部総合事務所県民福祉局	でんわ 電話:0858-23-3124
	せいぶ そうごうじむ しよけんみんふくしきよく 西部総合事務所県民福祉局	でんわ 電話:0859-31-9309
外国人 外国人	こうざい とっとりけんこくさいこうりゆうざいだん (公財)鳥取県国際交流財団	ほんしよ 本所 でんわ 電話:0857-51-1165
		くらよし じむ しよ 倉吉事務所 でんわ 電話:0858-23-5931
		よなご じむ しよ 米子事務所 でんわ 電話:0859-34-5931
犯罪被害者等 犯罪被害者等	けんちやう あんしんすいしんか 県庁くらしの安心推進課	でんわ 電話:0857-26-7183
	こうしゃ ひがいしゃしえん (公社)とっとり被害者支援センター	でんわ 電話:0120-43-0874
	とっとりけんけいさつほんぶ 鳥取県警察本部	でんわ 電話:0857-27-9110
刑を終えて出所した人 刑を終えて出所した人	とっとりけんちいきせいかつていちゃくしえん 鳥取県地域生活定着支援センター	でんわ 電話:0857-22-6868
人権全般 人権全般	けんちやうじんけんきよく 県庁人権局	でんわ 電話:0857-26-7677 メール:jjinkensoudan@pref.tottori.lg.jp
	ちゆうぶ そうごうじむ しよけんみんふくしきよく 中部総合事務所県民福祉局	でんわ 電話:0858-23-3270
	せいぶ そうごうじむ しよけんみんふくしきよく 西部総合事務所県民福祉局	でんわ 電話:0859-31-9649
	こうしゃ とっとりけんじんけんぶんか (公社)鳥取県人権文化センター	でんわ 電話:0857-21-1713

- 県民の皆様へ -

鳥取県は、令和3年4月に「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正し、インターネット上での誹謗中傷をはじめ、あらゆる差別行為を禁止する規定を盛り込みました。

職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、誹謗中傷、いじめなどの差別行為（インターネットを通じた行為を含む）は絶対に行ってはなりません。

相互に協力し、人権が尊重される社会の実現をめざしましょう。

鳥取県人権施策基本方針 <第4次改訂版>
令和4年2月4日

発行 鳥取県総務部人権局人権・同和対策課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

電話 0857-26-7590

ファクシミリ 0857-26-8138

E-mail jinken@pref.tottori.lg.jp

[とりネット 人権基本方針第4次改訂](#)

検索

